

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					担当省庁	
					平成27年度予算額(千円)	関係予算		備後定員	その他		
						平成27年度補正予算額(案)(千円)	平成28年度予算額(案)(千円)				
3. 女性活躍のための環境整備											
(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備											
	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。		性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会の審議結果を踏まえた必要な措置	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があるところである。これらの指摘を踏まえて開催した「性犯罪の罰則に関する検討会」が平成27年8月に取りまとめた報告書を受け、同年10月、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について法制審議会に諮問し、現在、同審議会において調査・審議中である。	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会において調査・審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、これを踏まえ必要な措置を講じる。	—	—	—	—	平成27年11月から、法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において、調査・審議を行っている。	法務省
		検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対する各種研修・協議会等において犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	—	—	—	—	—	—	法務省
		性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。	—	—	—	—	—	—	警察庁
		関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	性犯罪被害者の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。	58,244の内数	—	58,182の内数	—	—	—	警察庁
		性犯罪被害者支援に携わる人材の育成	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	・第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用 カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加を促している。 ・精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。	72,896の内数	—	61,414の内数	—	—	—	警察庁
		性犯罪被害者支援のための各種取組の推進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	・女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 ・初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 ・カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。	77,569	—	94,489の内数	—	—	—	警察庁
	・性犯罪の罰則に関し法制度改正の要否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」(法務省)の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対応等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。	性犯罪に対する厳正な対応等(医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備)	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の消失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておく、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めるときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 平成26年10月から5都道府県、平成27年12月からは10都道府県の医療機関において試行実施しており、平成28年度については、試行実施結果を踏まえつつ新たな配布先医療機関を選定するなどして、引き続き試行実施を継続するものとする。	672	—	672	—	—	—	警察庁
		性犯罪に対する厳正な対応等(女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等)	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成27年4月現在7,505名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成28年度も、上記施策を推進する。	—	—	—	—	—	—	警察庁
		性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究	地方公共団体における性犯罪被害者等の支援体制の整備は進展の動きがあるものの、十分な広がりを見せているとはいえない状況である。性犯罪被害者等が躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、相談体制及び被害者の心身を回復するための支援体制の整備等性犯罪被害者等の支援に関する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究することにより、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に資することを目的とする。	性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、最長3か年の実証的調査研究を実施する。	100,009	—	88,187	—	—	—	内閣府
		性犯罪被害者等支援体制促進事業	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、約15人に1人の女性が、これまでに異性から無理やり性交された経験があると回答しており、その約7割が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答している。また、被害を警察に連絡・相談した者は4.3%にとどまっている。 このような現状を踏まえ、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域における性犯罪等の被害者支援体制の整備促進及び相談対応の質の向上を図る。	地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の相談員を対象とする研修を実施する。	—	—	8,986	—	—	—	内閣府
		地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進	女性に対する暴力を含む犯罪の被害者等が、必要な支援等を途切れることなく受け、被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域における犯罪被害者等支援体制が整備されることが必要不可欠である。現状では、犯罪被害者の種類などに沿ったきめ細かな連携体制が築かれつつある地域がある反面、未だ地方公共団体として犯罪被害者対応窓口が設けられていない地域も残り、犯罪被害者等施策に対する理解の浸透度や関係機関間の連携体制の地域間格差が大きい。 このため、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、未だ初歩的段階にある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行うもの。	地域の実情に応じて、以下の内容の事業を実施 ・地域において犯罪被害者等の支援に携わる者に対して、犯罪被害者等施策に関する理解や基礎的知識について情報提供等を行うセミナー等の開催。 ・具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を、関係機関・団体を交えてシミュレートし、実践的なマニュアル・連絡網等の作成・構築。 ・関係機関・団体が共同で企画・運営し、地域の住民に支援体制等に関する周知を目的としたフォーラム等の開催等、効果的な広報啓発活動。	27,687	—	19,815	—	—	—	内閣府

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					担当省庁
					関係予算			備員定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成27年度補正予算額(案)(千円)	平成28年度予算額(案)(千円)			
		DV 被害者等自立生活援助モデル事業	民間シェルターに入所している被害女性に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方の支援のモデルとなる枠組みを構築する。	DV シェルターを運営するNPO 法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する。	4733820の内数	—	7309066の内数	—	—	厚生労働省
		PTSD対策専門研修(PTSD・思春期精神保健対策事業)	近年、地震・風水害などの自然災害、犯罪被害において、いわゆる「心のケア」の必要性が一般社会においても、また精神保健医療福祉関係者においても強く認識されている。こうした災害被害者、犯罪被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとする様々な心理的な反応が生じている。こうした問題について、その時々に応じた社会的課題に対する適切な医療が提供できるよう人材の育成を図る。	精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、専門的な養成研修を実施。	7,454	—	6,709	—	—	厚生労働省
	・「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等を強化するため。	平成27年度においては、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。平成28年度概算要求においても、同様に、警察庁職員及び地方警察官の増員要求を行うとともに、ストーカー対策推進室の設置を要求した。	—	—	—	平成28年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を盛り込んだ予算案を閣議決定。	—	警察庁
		ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出し	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため。	平成27年度においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、平成27年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費が盛り込まれた。平成28年度においても、引き続き平成28年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	—	—	—	—	地方財政計画において措置	警察庁
		ストーカー被害者の支援及び加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	ストーカー事案による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、被害者の一時避難及び必要な資機材の整備に係る都道府県への一部補助・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的的手法についての調査研究等を実施している。平成28年度においても、引き続き当該経費の補助に係る予算を要求するとともに、新たに当該調査研究の結果を踏まえ、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費を計上した。	262,320	—	128,740	—	—	警察庁
		婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年10月3日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。	6923620の内数	18,641の内数	9549037の内数	—	—	厚生労働省
		ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	内閣府が平成26年度に地方公共団体を対象に行ったアンケート調査では、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がない地方公共団体は約60%であり、窓口がない理由として、相談員等にストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウがないとの理由が多く挙げられた。ストーカー事案については、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いことから、早い段階から広く相談を受け付け、適切な支援を講ずる必要がある。こうしたことから、マニュアルを作成、配布することにより、地方公共団体における被害者支援体制の整備促進を図る。	関係省庁及び有識者からなる検討委員会を設置し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うためのマニュアルを作成し、地方公共団体及び被害者支援機関に配布する。	—	—	4,038	—	—	内閣府
		警察庁組織改正	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等を強化するため。	平成27年度においては、ストーカー対策推進室の設置を要求した。平成28年度概算要求においても、同室の設置を要求した。	—	—	—	—	—	警察庁
	・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成・配布	ストーカー事案による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成等を行っている。平成28年度においても、学校等で用いる生徒対象啓発パンフレットの作成等に係る予算を計上しており、今後もこれらの広報資料を活用しながら、女性の被害防止のための広報啓発を行う。	19,924	—	7,876	—	—	警察庁
		情報発信活動の推進と防犯教室の実施	子供や女性を対象とする犯罪を防止するため。	警察では、各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなど、情報発信活動を推進している。また、企業や学校と連携して防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図っている。今後もこれらの取組を実施する。	—	—	—	—	都道府県警察における取組	警察庁
		有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するため。	平成27年度においては、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD(年齢別)及び保護者向けリーフレットを作成している。また、それらを保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等にもそれぞれ掲載する。平成28年度においても保護者向けリーフレットを作成し、保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等に掲載する。今後もこれらの広報資料を活用しながら、有害環境から児童を保護するための広報啓発を行っていく。	6,864	—	481	—	—	警察庁
		出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害を防止するため。	平成27年度においては、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布している。平成28年度においても、新たなリーフレットを作成・配布し、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害防止のための広報啓発を行う。	2,605	—	2,605	—	—	警察庁
		若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止する。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。また、内閣府において平成22年3月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。	5,264	—	5,518	—	—	内閣府
		防犯教育の充実及び推進(学校安全教室の推進)	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	43,805の内数	—	63,858の内数	—	—	文部科学省